

目 次

会期日程表	1
第 1 号 (7月5日)	
開会、閉会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
追加議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託	5
日程の追加	10
議案第36号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	10
閉会の宣告	13
署名議員	13

令和5年第5回臨時会会議録
(会期日程表)

開会 令和5年7月5日
会期 1日間
閉会 令和5年7月5日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
7月5日	水	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告 議案第36号議案提案説明、質疑、総務常任委員会付託
		委員会	午前10時30分	議案第36号総務常任委員会（説明～採決）
		本会議	午前11時	議案第36号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、 表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

令和5年第5回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和5年7月5日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和5年7月5日 午前10時00分)

閉 会 (令和5年7月5日 午前11時54分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善 企画観光課長兼 福 地 亮
プロジェクト推進室長

総 務 課 長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議 案 第 3 6 号	大宜味村企業立地促進条例	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 3 6 号	大宜味村企業立地促進条例	委員長報告 質疑～表決

◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和5年第5回大宜味村議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 吉浜 覚議員及び9番 平良嗣男議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
これで諸般の報告を終わります。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第4 議案第36号 大宜味村企業立地促進条例を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。
(友寄景善村長 登壇)
- 村長（友寄景善） 第4回定例議会が閉会して3週間しかありませんけれども、今回第5回臨時会を招集しましたところ、全議員参加の下、開催されますことを大変感謝申し上げます。
それでは、議案第36号 大宜味村企業立地促進条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年7月5日提出
大宜味村長 友寄景善

提案理由

大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）、人口目標達成戦略の基本目標に掲げる諸施策を展開しつつ、村内で起業し雇用と定住促進に努め、村の発展寄与に協力できる企業等への支援及び助

成措置に関する事項について定める必要があるため、この案を提出する。

併せて補足説明をさせていただきます。

本議案につきましては、6月定例会の議案第29号で提案しましたが、賛成少数による否決でありました。その本会議での質疑において御指導いただき、真摯に修正を施し、本議会において再提案させていただくものです。

本条例は、村内に起業したいと思う企業に対し、事業提案を受ける際に制度に沿って第3条に掲げる便宜の供与を図り、また第5条に掲げる企業が村内で起業しやすいよう、第4条の各号に掲げる助成措置を講ずることができるよう定め、村民の雇用の促進を図り、定住の促進にも寄与されることを期待するものです。6月提案の条例名、大宜味村企業誘致及び企業立地促進条例から、大宜味村企業立地促進条例と企業誘致の部分を省き、誘致に重点を置いている形に感じられているものがありましたが、便宜の供与において、企業からの提案を受け、その対応が可能なものでありますので、企業立地促進として条例名を修正しております。

6月定例会の提案では、助成措置の対象となる指定地域及び助成措置の要件等について、施行規則に規定しておりましたが、公有財産の活用に関わる貸付料の適正な対価からの軽減策を行う場合には、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決事項とされております。

前提案では、施行規則に規定していた指定地域と助成措置等の要件について条例に位置づけ、今後指定地域の追加等がある場合には議会承認を必要とすることなどを修正し、提案いたします。

そのほか詳細につきましては、委員会において担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 本議案は、企業等や指定する企業に対し必要な支援を講じることにより、雇用の促進及び産業の活性化を図り、もって村勢の進展及び村民の福祉向上を寄与することを目的と企業の責務として村の企業の促進に関する施策及び産業振興、定住促進、環境保全、景観形成等に関する施策に協力しなければならないと規定しているが、次のとおり質疑をする。

結の浜地区大型宿泊施設及び結の浜海浜整備事業に関する地域説明会の資料によると、1、建物は地上4階、地下1階、客室150から200室とあるが、各種関係法令等の規制に関する調整、自然公園法等との整合性はどうなっているのか。

2つ目に、人口増加による過疎化対策の見込み、単身者向け約80人規模の社員寮整備を予定しているが、社員寮の整備により村外から80人雇用し定住した場合に増える交付税等が雇用促進奨励金の財源だとしているが、建設予定の場所の具体的な根拠はどうなっているのか。

3、便宜の供与、助成措置は既存の事業との不公平や制度設計の信憑性の不安は払拭できない。既存の業者に規制をどのようにするか説明を求める。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

(午前10時09分)

○ 議長（大城佐一） 再開します。

(午前10時12分)

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

結の浜と大型宿泊施設の事業の振興についてですが、これは関係法令等の整合性を併せながら、事業は進めているところでございます。

そしてホテルの社員寮等については今調整中でございます。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 3つ目の質疑だと思いますが、便宜の供与、助成措置は既存の事業との不公平や制度設計の信憑性の不安は払拭できない。既存の事業者の育成をどのようにするのか説明を求めるといふ質疑になるかと思いますが、こちらにつきましては、村長の公約も含めて、既存の事業者へ、特に村長が掲げる中小企業、また小規模の事業者への支援ということがずっとうたわれておりますので、各種イベント等、あと事業者への村と一緒にしたPR行動など、様々な事業展開も含めて展開しておりますので、そういったものを含めて育成しながらやっていけると思っております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番については、法的な制度に準じてやっていると言っていますが、2013年（平成25年）3月に発行された大宜味村景観村づくり計画案によると、大宜味村第4次総合計画の三大プロジェクトを進める上で、本村は景観法に基づく景観計画を住民と共同で策定し、地域の景観村づくりを推進する。次年度はパブリックコメントを経て大宜味村景観村づくり計画を策定する予定となっている。景観基準案設定の高さについて、周辺と調和した高さとする。原則10メートル以下、周辺の高さ以内が生かされているのか。しかし、第10条、村内事業所等を立地しようとする者は、村の企業の立地の促進関係する施策及び産業振興、定住促進、環境保全、景観形成等に関する施策に協力しなければならないとあるが、整合性が本当に取れているのか。1番ね。

2番は、調整中と言っているのに、それが担保、要するにこのホテルは定住、村外から80名の雇用を生むために社員寮を村内に予定していると。その交付税が増えたものが助成金になるんだということを言っているわけですから、当然そこも具体的に明記すべきだと考えています。ただ、調整中ではいけません。それをスタートする前にきちんと担保取らなければならないと思っているので、再度この件もお願いしたいと思います。

それから3番目の件は、今活性化センターとビジターセンターがあります。村が率先して造った施設ですが、以前は終日ずっと開いておりましたけれども、最近は雇用の問題、そして来客の問題もあるんでしょうね。休みのときも出ております。そういう状況の中でやっぱりこの計画についてきちんと考えなければならないと思います。また答弁をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 一部ですけれども、私のほうからお答えします。

まず活性化センターとビジターセンターが休みがあるというところの情報なんですが、確かにございます。ただ、活性化センターにつきましては、以前は道の駅としての機能でありましたので、常時開けなければいけないと、毎日運営していかなければいけないという内容でございました。なので今は道の

駅がビジターセンターのほうに移動していますので、それで規則のほうも使用許可の段階でそれを変えておりますので、事業者、入居団体の方々が運営しやすいように一定程度の利用方法、使用方法は定めながら休みが取れるような状況で今運用している。また休みが見えるというのはコロナの状況で感染があったとかそういう情報を受けていますので、そういった状況になります。

ビジターセンターも同様なんですけど、ビジターセンターは道の駅の機能で毎日開いているというところではありますが、お店のほうは、整理とかそういったところでは休みが年に数回設けられるような調整ができていますので、そういう運営の方法になっております。こちらについては以上です。あとは調整させていただきます。休憩求めます。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時19分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前10時19分）

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 先ほどの質疑の最初の景観計画との整合性ということになると思うんですが、景観計画の策定された、案としての策定でございました。そのときに景観計画をまた条例化していくということの検討もされておりましたが、そのときは今後の状況等も含めて考えると、その制定、策定というのを見送ろうということの話があったと覚えております。なので我々大宜味村としては県の景観計画、県の景観条例に沿いながら今後進めていこうということになりましたので、そういったところで事業が進められていながら、今回のホテルとかこれまでの企業等、あと学校等の調整、整備についてはその景観条例に沿いながらやっていくという状況になっております。

社員寮のことについてですが、社員寮は確定はしておりませんが、社員寮の計画ということで調整を進めているところでございます。また場所の選定についても調整中でございます。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番の県と調整していくということで、この計画案は見送るというのは初めて聞きました。一応どうなっているのかなと思っていたんですけども、ところが県と調整してということでやっているんですが、沖縄県の景観形成において重要な区域、また軸であり、市町村の範囲を超えて複数の市町村にまたがって調整が必要になると考えられる区域、軸を下記のようにかな、これにあるんですけども、広域景観域・広域景観軸として設定している。当該域、軸において、景観施設の推進に当たって各市町村の主体的な取組に合わせ、必要に応じて関係市町村や関係機関と連携して取組を進め、広域的な風景づくりに資することを目的としている。広域景観域・広域景観軸によると、やんばる景観域は国頭村、大宜味村、東村、旧久志村、旧羽地村の一部のエリアとなっているが、第10条の村内の企業等を立地しようとする者は、村内の企業の立地の促進に関する施策及び産業振興、定住促進、景観保全、景観等に関する政策に協力しなければならないとあるが、整合性に矛盾を感じているがどうなっているかということで、そしてこの県の景観計画の中では各市町村の取組が明記されています。大宜味村はかなり県内で早いうちに、この計画案を作成しているときに県と調整して、ほとんどこれは平成25年の3月にです。翌年にはすぐ条例や計画ができたと思っているんですよ。その調整ができて

いるものですから、景観行政団体として県は明記しています。国頭村は計画条例ができておりますけど、景観行政団体としては29年の5月です。5年後です。だから県はそういう方法でこういうふうに地域を定めているんですよ。たまたま7月1日に東村の地域密着型ホテル、そしたらその記事の中で村は2019年5月、開発を手がける事業から計画の提案を受けた。関係者によるとコテージは1階、2階建てが想定されており、地域景観等は配慮されていると。だからこの件もやんばるの森景観地域、本島周辺地域、西部海岸地域、それぞれの地域の特性を生かした計画がされているんですよ。それに基づいてやっているわけだから、それが大宜味村が何のためにここまできてですね、あと一步ですよ、それを見直すということが大変な問題で、そのままこの団体には指定されているけど放置されている状態で、ところが県はそういう方向で進められているんですよ。その辺の矛盾が今出てきているわけだから。今ルートインは4階ですか。それでこれの中に地域のもをやっぺいこうというのは景観の問題、文化的な問題もあるから、この建物の高さ、見え掛りの高さ、要するに建物が見えない、街路樹で覆い被さるような景観、この中に全て具体的に書かれていますよ。なんでそれをほったらかして見直し。県はその想定で進められているんですよ。ところが大宜味村が計画や条例化していないのが問題があって、今のような状況を起こさせているんじゃないですか。これが1番の最後に返答をもらいたいと。

2番目の、みんなにいろいろ地域には社員寮も造るんだと。確認も取れていないのにこんな進めるといこと自体が、行政の本当に暴走行為じゃないかと。ちゃんと担保取ってからこうやりますと。それが見えたら、人が増えたら交付税が増すからそれで助成金に充てるというんだけど、それも当てにならないのに、建物が建てられない中でそれは発した場合に、じゃあこの穴埋めはみんなの今いる人たちの血税から助成するという形になるので、私はそれは納得できませんので、この確認の問題についてもう一度考えてもらいたいと思います。返答お願いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

景観計画の件につきましては、先ほど回答させていただいたとおり、村のほうでは案として、また景観行政団体として県と多くの自治体が、県内の自治体が加盟しているということになっていて、県の景観計画条例に沿いながら進めていくということで、我々は条例は確かに整備してありませんが、県の景観条例等に準じながら進めていくというところで、建物の高さにつきましても、高さが十何メートルというところでちゃんと規定がございますので、そういったところの整合を図りながらホテルとの調整をさせてもらっているというところがございます。

また社員寮の担保というところがございますが、これから基本協定書、今までは出店協定ということで基本的な条項の中で進めてまいりましたが、これからは基本協定書ということで契約前にしっかりとした協定を、約束事ですね、やりながら進めていくということで進めております。先ほどの社員寮につきましても、場所もある程度の調整ですね、幾つかやっているんですが、そういったものも細かいもの、また約束事、責任とかですね、そういったいろんな地域との関係性もうたいながらの基本協定になりますので、それで定めていきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 吉浜 覚議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡単明瞭にお願いいたします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今の答弁は不十分ですので、委員会できちんと精査していきたいと思っておりますので、これで私の質疑は終わります。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 先ほど質疑を聞いておりますと、一般質問なのかその領域に入っているんじゃないかという感じもするんですよ。今我々が審議して、議題となっているのはこの条例についてなんですよ。この条例の中身についての質疑ならば話は分かる。ホテル云々、具体的な問題までは現在議題となっているこの条例の審議にはそぐわないんです。質疑なのか一般質問の領域なのかさっぱり分からない。その辺も議長、今後、十分気をつけてやらないと、どこまでも延びていってしまうと、議題以外の質疑になってしまっている可能性は十分ありますよ、これ。私は議会運営委員長もやっておりますので、その辺から大変危惧するのでね、今の点は。それで議事進行上の発言をしているわけです。以上です。

○ 議長（大城佐一） 今後の質疑に対しては、十分検討して進行していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号 大宜味村企業立地促進条例は、総務常任委員会に付託します。

○ 議長（大城佐一） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時33分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時41分）

◎日程の追加

○ 議長（大城佐一） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第36号 大宜味村企業立地促進条例の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第36号を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第36号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎議案第36号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 追加日程第1 議案第36号 大宜味村企業立地促進条例を議題とします。
委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 8 3 号

令和5年7月5日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第36号	大宜味村企業立地促進条例	原案可決 賛成多数

(大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇)

○ **総務常任委員会委員長（大城邦彦）** 総務常任委員会委員長報告。ただいま議題となりました議案第36号 大宜味村企業立地促進条例について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長及び企画観光課長兼プロジェクト推進室長の出席を求め、本日午前10時30分からの審査予定を15分繰り下げて午前10時45分から審査いたしました。

本案は、13条から構成されている条例であります。

目的として、第1条で第2条第1項第1号に規定する企業等及び同項第4号に規定する指定企業に対し、必要な支援を講ずることにより、雇用の促進及び産業の活性化を図り、もって村勢の進展及び村民の福祉の向上に寄与することを目的とする条例となっております。

他に、指定地域については第5条第1項第1号から同項第5号に示された地域、また、第13条にはこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとある。附則にこの条例は公布の日から施行することとなっております。

本案については、質疑で6条第1項第5号の基本協定書について議会への提供は出来ないか。第10条の環境保全・景観形成等に関する施策に協力しなければならないことについての質疑があり、施策に協力しなければならないので、条例に基づき行っていく。開示は必要に応じて情報公開等に沿いながら提供していくとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ **議長（大城佐一）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第36号 大宜味村企業立地促進条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（大城佐一）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第36号について討論を行います。討論ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8 番 (吉浜 覚) 議案第36号 大宜味村企業立地促進条例について、反対の立場で討論を行います。

本案は、令和5年第4回大宜味村議会定例会で大型宿泊施設誘致及び結の浜整備に関する、議案第29号 大宜味村企業誘致及び企業立地促進条例、議案第31号 大宜味村第5次総合計画構想の一部変更について、議案第32号 大宜味村一般会計補正予算(第2号)が提案されたが、議案第29号は否決され、再提出したために本第5回臨時議会は招集されている。

しかし、4月18日の村主催の大型宿泊施設及び結の浜海浜整備事業に関する地域説明会では、ほとんどの参加者が計画に反対や疑問視する意見であった。村はこの計画のことがあまり知られていなかったということでこれまでも説明会を開催できていなかった部分は反省しておわびを申し上げますと謝罪し、今回意見もいただいていますので、内部で精査し、調整させていただきながら改善できるところは改善を検討しながら、今後取り組んでいきたいと思っておりますと説明しているが、計画の詳細がほとんどの人に周知されていなく、文教地区への配慮や自然と人の暮らしへの影響の不安もある中、精査、調整、検討の報告もないこの時期に大型宿泊施設誘致及び結の浜整備事業計画を前提とした計画は、行政の暴走であり決して認められるものではない。本案は、企業や指定する企業に対し必要な支援を講じることにより、雇用の促進及び産業の活性化を図り、もって村勢の進展及び村民の福祉の向上に寄与することを目的と企業等の責務として、村の企業の促進に関する施策及び産業振興定住促進、環境保全景観形成に関する施策に協力しなければならないと規定している。

また、社員寮の整備により、村外から80人雇用し定住した場合に増える交付税等が雇用促進奨励金の財源だと、便宜の供与、助成措置は社員寮整備による定住確保の問題、既存の事業者との不公平や制度設計の信憑性の不安は払拭できない。しかし、本議会は前議会で示した規定を条例で定め、議会による意思決定の権能にした。一方では、制度設計や事業計画の矛盾を隠すように企業誘致や企業内容を地元関係者に注視するとともに、関係者の同意を得よう努めることの文言を削除し、政策形成や事業内容を地元関係者に抽出されることを否定している。

また、第2次観光振興計画アクションプランで自然環境の保全するための各種条例や制度を整備しているが、2011年に村景観会議を立ち上げての景観村づくり等が生かされていない。

村長は、こども園の目の前にホテル計画は気になっていること。結の浜海浜整備基本計画の存在も知らなかったとの発言や教育現場を預かる小中学校長やこども園長に計画の相談や調整がなかったこと。

また、2019年に塩屋漁港航路浚渫の海砂の仮置き問題で、沖縄海岸国定公園内での自然公園法違反をしている。これまでに海砂浚渫や養浜事業の影響で河口閉鎖、海砂の浸食による自然環境の変化が生活経済活動に村内で支障を来している状況下で、沖縄総合事務局河川課は県内で海岸の浸食が著しい大宜味海岸で現在砂浜形成促進を目的とした調査を実施している。

やんばる3村が国立自然公園の指定や世界自然遺産が登録され、大宜味村も自然環境を生かした振興と国立自然史博物館を村内に誘致する活動を積極的に展開している。

村自ら大型宿泊施設及び結の浜海浜整備事業は環境保全、環境形成に関する施策や自然史博物館や国立公園の趣旨に反する包括議案は自然と自然の暮らしが織りなす地域の歴史や文化の攪乱と地域振興に混乱を招くおそれがある。

どうか本議案に対する各議員の反対の賛同を求め、反対討論といたします。

○ 議長(大城佐一) 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

- 議長（大城佐一） ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから議案第36号 大宜味村企業立地促進条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

- 議長（大城佐一） 起立多数です。

したがって議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 議長（大城佐一） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（大城佐一） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第5回大宜味村議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前11時54分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員